

2 福保医人第1623号

令和2年9月1日

都内各病院管理者 殿

東京都福祉保健局医療政策部長

矢沢 知子

(公印省略)

令和2年度東京都「医師の働き方改革に係る勤務実態調査」について (依頼)

日頃より、東京都の保健医療行政に御理解、御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、平成31年4月1日より「働き方改革関連法」が順次施行され、令和6年4月から医師にも時間外労働の上限規制が適用となります。

医師の時間外労働の上限は原則「年間960時間」までとなりますが、地域医療確保の暫定特例水準や集中的技能向上水準に該当する場合、特例として「年間1860時間」まで認められることとなります。

しかし、この特例水準の適用を受けるためには、一定の要件を満たすとともに、医療機関が「医師労働時間短縮計画」を策定した上で、東京都の「特定」を受けることが必要となります。

そのため、医療機関では、医師の労働時間短縮に向け、「労務管理の徹底」や「タスク・シフティング」などの取組を進めることが求められています。

つきましては、都内の医療機関における医師の勤務実態を把握するため、下記により調査を実施いたしますので、御多忙とは存じますが、趣旨を御理解いただいた上で、御協力いただきますようお願いいたします。

なお、本調査は、医師の勤務実態を把握し、東京都医療勤務環境改善支援センターが医療機関の取組を支援するための基礎資料として活用することを目的としています。回答内容を医療監視部門や労働基準監督署等の指導監査部門へ情報提供することはありません。

記

1 調査内容

別紙「調査票」のとおり

2 回答方法

下記担当まで、郵送、ファックス又はメールにて調査票を御提出ください。

3 回答期限

令和2年9月30日(水曜日)

4 その他

(1) 本調査の概要及び調査票は東京都福祉保健局のホームページにも掲載しております。

≪掲載場所≫福祉保健局トップページ>医療・保健>その他の医療対策

>東京都医療勤務環境改善支援センター・病院勤務者勤務環境改善事業

(<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/sonota/kinmukankyokaizen/index.html>)

(2) 医師の時間外労働の上限規制や特例水準の適用に関する概要等については、別紙「医師の働き方改革の推進に関する検討会」資料（東京都抜粋）を御参照ください。

さらなる詳細については、厚生労働省のホームページに掲載されている「医師の働き方改革の推進に関する検討会」の資料を御確認ください。（第6回の資料2にこれまでの議論がまとめられています。）(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05488.html)

(3) 調査の回答内容について、東京都医療勤務環境改善支援センターに属する医業経営アドバイザーから問合せ等を行うことがございますので、あらかじめ御了承ください。

(4) 御不明な点等がございましたら、下記担当まで御連絡ください。

【担当】

〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都福祉保健局医療政策部医療人材課人材計画担当 鶴見・田口

電話：03-5320-4441（直通）

ファクシミリ：03-5388-1436

E-mail：Yuta_Taguchi@member.metro.tokyo.jp

【東京都医療勤務環境改善支援センター】

電話：03-6272-9345